

令和3年第7回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和3年12月14日（第5日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	吉岡正博	9番	大串武次
2番	岸川信義	10番	吉岡英允
3番	友田香将雄	11番	草場祥則
4番	重富邦夫	12番	井崎好信
5番	中村秀子	13番	内野さよ子
6番	定松弘介	14番	西山清則
7番	前田弘次郎	15番	溝上良夫
8番	溝口誠	16番	片渕栄二郎

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	千布一夫
企画財政課長	坂本博樹	総合戦略課長	山口裕一
税務課長	久原浩文	住民課長	江島利高
保健福祉課長	矢川靖章	長寿社会課長	武富健
生活環境課長	土井一	農業振興課長	木須英喜
商工観光課長	吉村大樹	農村整備課長	中村政文
建設課長	笠原政浩	会計管理者	溝口真由美
学校教育課長	出雲誠	生涯学習課長	谷崎孝則
農業委員会事務局長	久原正好		

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	久原雅紀
課長補佐	中原賢一
議事係書記	緒方千鶴子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

1番	吉岡正博	2番	岸川信義
----	------	----	------

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第49号 白石町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第50号 白石町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第51号 白石町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第52号 白石町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第53号 白石町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第54号 白石町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第55号 佐賀縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合理約の変更について
- 日程第9 議案第56号 杵東地区衛生処理場組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更について
- 日程第10 議案第57号 教育委員会教育長の任命について
- 日程第11 議案第58号 教育委員会委員の任命について

9時30分 開議

○片渕栄二郎議長

おはようございます。
これより本日の会議を開きます。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、吉岡正博議員、岸川信義議員の両名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、議案第49号「白石町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第49号「白石町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第3

○片渕栄二郎議長

日程第3、議案第50号「白石町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第50号「白石町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について」採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第4

○片渕栄二郎議長

日程第4、議案第51号「白石町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○友田香将雄議員

今回の提案理由として、白石町職員が不妊治療または不育症に対する治療を受けるため、勤務しないことが相当であると認められる場合には特別休暇与えることができるということで制度をつくられるということで確認しております。改めてなんではあるんですけども、この趣旨がしっかりと履行されるように、またこの内容等はとてもセンシティブなものでありますので、実際これを利用される方が心にストレスを抱えずに取り組めるように、この条例がつけられた後にその整備のほうをぜひお願いしたいと思っておりますけども、そのあたりについてお願いします。

○千布一夫総務課長

友田議員からの御質問でございますが、友田議員がおっしゃいますとおり大変デリケートな部分もありますので、当然この制度自体は職員の皆さんにしっかり周知をしなければならんというふうに思っておりますので、反面私担当としてしっかりそこらへんを配慮しながら、この制度というのを皆さんのほうにしっかり伝えていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第51号「白石町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第5

○片渕栄二郎議長

日程第5、議案第52号「白石町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の制定について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○溝上良夫議員

この条例の11条適用除外の部分ですけども、その11条の最後に白石町行政手続条例、第2章及び第3章、それを見てみると、この中に行政庁という言葉があります。歴史を追って調べてみると、行政庁、町長その他の機関、その他法令または条例等に基づき処分権限を有する機関及びこれらの機関から処分権限の委任を受けた機関っておりますけども、うちはどういう機関がありますかね。

○久原浩文税務課長

条例の第11条については、白石町行政手続条例の適用除外という形になっております。この11条をひもときますと、行政手続条例第3条、これについては適用除外ということになっておりますけれども、本文そのもの、この課税免除の部分で行政手続法の規定する分については適用除外しますよという関連の11条でございますけども、その3条については処分として、議会の議決によってなされる処分とか、それからあとは学校、訓練所、研修所、その他施設において、いろいろ研修に対する処分とか行政

指導、そういったものが3条のほうで、この課税免除の分については適用除外ということになっております。

ずっと下のほうに行きますと、行政手続条例の第2章及び第3章、これについては、第2章が申請に対する処分、それから第3章が不利益処分という形になっておりますので、議員御質問の行政庁という部分については、町も含めていろいろな、そういった不利益処分とする部分とかの分については、各それぞれ、例えば固定資産税にすれば固定資産の評価委員さんたちの分で不利益という意味なんですけども、不服申立てがあったら、そういった部分に対して不利益処分等の判断をする、そういった行政庁ということで理解していただきたいと思っております。

以上です。

○溝上良夫議員

今11条ですけど、10条、課税免除または不均一課税の取消しで、こういう白石町行政手続条例は関連してこないんですかね。とにかく、行政庁という文言の説明がありますよね、行政手続条例の一番最初のページに。行政庁、さっき言った、町長その他の機関、最後に委任を受けた機関という、いろいろありますけども、その機関はという話なんですけれども。機関ありますか。だから、評価委員会だけですか。

○久原浩文税務課長

行政庁については、例で言った固定資産の部分ですけども、処分としては警察庁もあるし、そういった形で行政庁というふうな感じで法は定めていると思います。

以上です。

○溝上良夫議員

最終的には、町長その他の機関と書いてありますけども、町長が判断をして結論を出すわけですね。そういう形でいいんですかね。

○久原浩文税務課長

もちろん、本町に条例がございます。取消し等については、そういったことで最終的には町の判断ということになると思います。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第52号「白石町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の

制定について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第6

○片渕栄二郎議長

日程第6、議案第53号「白石町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○溝口 誠議員

この中で、改正のポイントであります産科医療補償制度について伺います。

この産科医療補償制度というのは、2009年から発足しております。これは、実は出産するときにこの保険に入るわけでありまして、これは個人で掛金を掛けるというよりも、出産一時金の中にこの掛金が含まれております。そういうことで、出産するときには個人の意思じゃなくて、ほとんどの方が保険にかたっているということを知らないで、そのまま出産をするという状況であります。

これはどういうことかと言え、出産時におけるいろんな事故等で重度の脳性小児麻痺になったという、そういうお子さんを救済する制度であります。非常にすばらしい制度でありますけれども、実は国のほうでも、申請する数が非常に少なかったということでかなりの数の積み金がありまして、これは公益財団法人日本医療機能評価機構という機関が掛金を集めて、その事故に遭った方に支払いをする。しかし、先ほども言いましたように、出産した方はそういう保険にかたっていること自体も知らないということで、もし事故があった場合は自分が申請をしなければならない、出産してから5歳になるまでに申請をしないと無効になるそうでございます。

そういう制度で、非常に国も利用者が少ないということで、実は2009年から2014年の5年間にかけて申請が少なかったんで、申請漏れがないか国も調査をしていました。白石町でもそういう対象者がいなかったのかということで、私も調べさせていただきました。そういう状況の方はいらっしゃるけれども、出産時の事故ではなくてほかの要因であったということで対象にはなっておられません。

これは、そういう障がいがあれば、準備一時金が600万円きます。そして、年間120万円、これは分割で20回、20年分くるようになります。非常に手厚い保護をする補償でございます。特に、今回改定が2回目でございます、料金改定。最初は、1期の5年間は3万円でありました。次が1万6,000円、今回が1万2,000円と掛金が下がってきております。

そういうことで、白石町ではそういう対象者はいらっしゃるのか、そしてまた今後事故が発生する場合がありますけれども、そういう場合、これは申請制度ですので、先ほども言いましたように、出産する方も保険を掛けているかどうか全然知らないでいらっしゃる方もいっぱいいらっしゃいます。そういうことで、特に事故が発生した

場合はしっかり申請とかそういう手続をするように推進等もしていくのか伺いたいと思います。

○江島利高住民課長

先ほどの溝口議員の質問では、そういう制度の適用になった乳児がいるのかということの質問だと思います。

関係機関、長寿社会課、保健福祉課に聞き取りを行ったところ、令和以降いらっしゃらないということでございます。五、六年前に、分娩時に脳性麻痺等の後遺症に関して相談があったというのが1件、保健福祉課から聞いております。

それから、申請に関しては、医療機関のほうで何らかの手続等があると思いますので、そちらのほうで指導をさせていただいております。

以上です。

○溝口 誠議員

この改定が2回目で、最初は3万円でありました、1回目です。今回それが3万円から1万6,000円に下がりました、今度は1万2,000円という掛金はその都度に下がっております。これはどういう理由で下がっていますか。分かりましたら、お願いします。

○江島利高住民課長

今回の改正で4,000円引下げをされております。5年ごとの制度の見直しというこゝで行われております。今回の引下げに関しましては、運営をされている公益財団法人日本医療機能評価機構、こここのところの余剰金の残高、制度の長期的な安定運営の観点と補償対象基準の見直し等によるものと聞いております。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第53号「白石町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

日程第7

○片渕栄二郎議長

日程第7、議案第54号「白石町立学校設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

○草場祥則議員

ありがとうございます。

議案第54号「白石町立学校設置条例の一部を改正する条例について」賛成の立場で討論をいたします。

この条例案は、現在の3つの中学校を新しい1つの中学校へ発展的に統合再編するものであります。中学校の生徒数の今後の推移を予想し、教職員の適正配置、多様な部活動を選択できる学校規模、既存施設の状況、通学距離などを勘案し、適正配置などの観点から、現白石中学校の施設、設備を活用して教育環境を整える新しい白石中学校を設置するものであります。

ここに至る経緯を申しますと、令和元年に白石町学校統合再編審議会が設置されました。審議会委員は各小・中学校の運営協議会から保護者ほかを選出され、加えて一般公募方、有識者など多様な22人でございます。審議は1年間にわたって12回行い、令和2年3月に白石町立学校の統合再編に関する答申書が出されました。

この答申を基に、執行部は1年間の住民説明会等を含め検討を経て、令和3年3月に白石町立中学校統合再編計画を策定し、この条例案に至りました。この間、議会にもその都度説明をいたしております。また、説明を受けております。

私は審議会に内野さよ子議員と共に議会選出委員として出席しましたので、審議会答申は意見を十分に出し合い、議論を尽くした結果であることを改めて皆さん方に報告します。そして、私は審議会答申を尊重したこの条例案に賛成をいたします。

つきましては、議員の皆さんも、1つの中学校にすることで教育資源を集中し、教育環境を整え、白石町の子どもたちが共に学び、一体感を持って大きく成長し、白石町そして世界の未来を担ってくれることを期待して、この条例案に賛同していただきたく、賛成の討論といたします。皆さん方の御賛同よろしく申し上げます。

○片渕栄二郎議長

ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで討論を終わります。

これより議案第54号「白石町立学校設置条例の一部を改正する条例について」採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第8

○片渕栄二郎議長

日程第8、議案第55号「佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組規約の変更について」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第55号「佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組規約の変更について」採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第9

○片渕栄二郎議長

日程第9、議案第56号「杵東地区衛生処理場組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組規約の変更について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○友田香将雄議員

規約の変更について質問します。

第4章組合の経費の第17条2項のところに、負担金に係る関係町の負担割合は次のとおりにするということで、従来の処理場維持管理費の負担割合が従来であれば平等割が100分の15、投入割が100分の85、これが今回の改正について投入割合が100%というふうになっております。また、増設工事に係る歳費の負担割合、こちらも従来は平等割が100分の15、人口割が100分の85というふうになっておりましたけども、これについても、今回大規模工事5,000万円以上については平等割が10%、人口割が90%というふうになっております。

これは、人口が一番多い我が町としても結構影響が大きいのではないかなというふうに思っているんですけども、想定される我が町の負担がどういうふうになるのかということの答弁をお願いします。

○土井 一生活環境課長

杵東地区衛生処理場組合の規約の変更に伴いまして、その案といたしまして、各市

町の負担割合に関する変更についてのお尋ねというふうなことで、その件について回答させていただきます。

し尿処理施設の建て替えに併せまして、組合規約の改正につきましては、令和2年度より杵島地区汚泥再生処理センター在り方検討協議会で協議を重ねられております。

議員お尋ねの新処理場の維持管理費及び工事関係の負担金の変更につきましては、どのように検討されてきたのかというところでございますけれども、平成26年8月25日付で武雄市より新処理場の建設に関しては不参加表明が提出されまして、その後建設費及び維持管理費の負担金の割合につきましては、1市3町、武雄市も含めまして協議を重ねられております。副市町長によります協議会並びに首長会で検討を重ねられまして、県内の類似組合での負担割合並びに西部広域環境組合、ごみ処理施設の負担割合、こういったものを参考にしながら何回も慎重に検討を重ねられた結果、投入量100%にするほうが一番わかりやすく、明瞭かつ平等ではないかというふうなことで、平成29年10月11日に開催されました杵東地区衛生処理場組合の臨時議会のほうで可決に至ったと聞いております。

平等割がなくなりますと、確かに本町の負担割合は現行よりも大きくなりますけれども、新施設によります処理方式の変更によりまして、武雄市の投入量は減るというふうなことで、全体投入量の減少並びに光熱水費や薬品費の減少、また脱水能力の向上をすることによりまして汚泥の処分費が安くなるというふうなことで管理費自体のコスト削減が図られますので、本町の負担割合は大きくなりますけれども、負担金額自体は令和3年度と比較しまして、それほど大きくはならないというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第56号「杵東地区衛生処理場組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について」採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第10

○片渕栄二郎議長

日程第10、議案第57号「教育委員会教育長の任命について」議題とします。

ここで、北村教育長の退場を求めます。

〔北村喜久次教育長 退場〕

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第57号「教育委員会教育長の任命について」を採決します。

本案は、教育委員会教育長として北村喜久次氏の任命について議会の同意を求めるものです。この採決は、議員申合せにより無記名投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は議長を除いて15名です。

立会人を指名します。

お諮りします。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に内野さよ子議員、西山清則議員の2名を指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、立会人に内野さよ子議員、西山清則議員の2名を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載をお願いします。なお、白票は反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議席1番議員から順番に投票をお願いします。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

内野さよ子議員、西山清則議員は開票の立会をお願いします。

〔開票〕

立会人は議席にお戻りください。

投票の結果を報告します。

投票総数15票、うち有効投票数15票。無効投票ゼロ票。
有効投票中、賛成15票。反対ゼロ票。
以上のとおり賛成全員です。よって、議案第57号は原案のとおり同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

北村教育長の入場を許可します。

〔北村喜久次教育長 入場〕

日程第11

○片渕栄二郎議長

日程第11、議案第58号「教育委員会委員の任命について」議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第58号「教育委員会委員の任命について」を採決します。

本案は、教育委員会委員として堤王宏氏の任命について議会の同意を求めるものです。この採決は、議員申合せにより無記名投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は議長を除いて15名です。

立会人を指名します。

お諮りします。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に溝上良夫議員、吉岡正博議員の2名を指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、立会人に溝上良夫議員、吉岡正博議員の2名を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載をお願いします。なお、白票は反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議席1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

溝上良夫議員、吉岡正博議員、開票の立会をお願いします。

〔開票〕

立会人は席にお戻りください。

投票の結果を報告します。

投票総数15票、うち有効投票15票。無効投票ゼロ票。

有効投票中、賛成15票。反対ゼロ票。

以上のとおり賛成全員です。よって、議案第58号は原案のとおり同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

以上で本日の議事日程は終了しました。

明日から一般質問です。

本日はこれにて散会します。

10時20分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年12月14日

白石町議会議長 片 渕 栄二郎

署 名 議 員 吉 岡 正 博

署 名 議 員 岸 川 信 義

事 務 局 長 久 原 雅 紀